更生計画変更

平成２４年（ミ）第１号

東京都中央区八重洲２丁目２番１号
更生会社　マイクロンメモリジャパン株式会社

1　決定年月日　平成28年10月３日

2　主文　本件更生計画を変更する。

3　更生計画変更計画の要旨

1　本件更生計画第３章第４節第１の３⑵の記以下「ｉ：各分割弁済日における次の金額からスポンサー契約調整をした額」の後に、

「(ただし、第４回分割弁済日及び第５回分割弁済日については、後述第５節第７の２及び３に基づく繰上弁済が各分割弁済日前になされた場合、当該繰上弁済額のうち当該分割弁済日よりも後の分割弁済日の弁済額に充当された金額を加算した金額)」

を追加する。

2　本件更生計画第３章第５節第７の本文１行目から13行目末尾までを第１項とし、13行目末尾の次に改行して、

「2　管財人は、確定更生担保権のうち、更生会社と更生担保権者との担保変換契約に基づき更生会社の預金債権に対する質権で担保されるものについて、裁判所の許可を得て、当該預金相当額を、当該更生担保権者に対し繰り上げて弁済することができる。ただし、当該質権の被担保債権である確定更生担保権が複数ある場合には、かかる被担保債権である各確定更生担保権に対し、当該預金相当額を、その確定更生担保権額の、当該質権の被担保債権である全ての確定更生担保権の合計額に対する割合に応じて按分する方法(当該按分に際して１円未満の端数がある場合には切り捨てる。)により弁済する。

当該繰上弁済額は、当該繰上弁済より後に到来する各分割弁済日の弁済額に、当該各分割弁済日における弁済額の割合に応じ、按分して充当するものとする(当該充当に際して１円未満の端数がある場合には、切り捨てて充当した上で、充当額の合計額と繰上弁済額との間の差額があるときには、より後に到来する分割弁済日における弁済額に充当する。)。

3　管財人は、確定更生担保権のうち、下記⑴の各号の条件の全てを満たす更生会社に現に存する担保物件（以下「余剰装置」という。)で担保されるものについて、当該更生担保権者の同意及び裁判所の許可を得て、下記⑵の金額を、当該更生担保権者に対し繰り上げて弁済することができる。

当該繰上弁済額は、当該繰上弁済より後に到来する各分割弁済日の弁済額に、当該各分割弁済日における弁済額の割合に応じ、按分して充当するものとする(当該充当に際して１円未満の端数がある場合には、切り捨てて充当した上で、充当額の合計額と繰上弁済額との間に差額があるときには、より後に到来する分割弁済日における弁済額に充当する。)。

記

⑴　余剰装置の条件

ア　当該担保物件が、更生会社の事業遂行の上で必要のないものであること。ただし、更生会社が予定する設備投資の結果当該担保物件が必要のないものとなる場合を含む。

イ　本条項による弁済がなされるときまでに、当該担保物件の使用が終了され、当該担保物件が接続されていた製造ラインから分離されていること。

ウ　管財人が、当該担保物件について、速やかに廃棄、売却、貸与その他の処分を行うことを決定していること。

⑵　繰上弁済額

別表23から27までに記載の当該余剰装置の「新しい債権額」(以下「更生計画評価額」という。)に、当該余剰装置の被担保債権である更生担保権の現存額の、更生計画に基づく弁済を受ける前の当該更生担保権額に対する割合を乗じた額。ただし、当該余剰装置の被担保債権である確定更生担保権が複数ある場合には、かかる被担保債権である各確定更生担保権に対し、更生計画評価額を、その確定更生担保権額の、当該余剰装置の被担保債権である全ての確定更生担保権の合計額に対する割合に応じて按分し（当該按分に際して１円未満の端数がある場合には切り捨てる。)、各更生担保権に係る更生計画評価額を計算した上で、各更生担保権の現存額の、更生計画に基づく弁済を受ける前の当該更生担保権額に対する割合を乗じた額を弁済する。

ただし、別表23から27までに複数の担保物件を合わせて「新しい債権額」が記載されている場合は、当該余剰装置の更生計画評価額は、更生会社が当該複数の担保物件につき更生手続開始時の価額を評価した鑑定書等を有するときは、以下のアにより算出し、更生会社がかかる鑑定書等を有しないときは、以下のイにより算出する。

ア　更生会社が当該複数の担保物件につき更生手続開始時の価額を評価した鑑定書等を有するとき

鑑定書等記載の当該余剰装置の評価額を、鑑定書等記載の当該複数の担保物件の評価額の合計額で除し、これにより得られた割合を、当該複数の担保物件の「新しい債権額」に乗じた額（１円未満の端数がある場合には切り捨てる。)。ただし、当該余剰装置の評価額が０円の場合は、当該余剰装置の更生計画評価額は１円とする。

イ　更生会社が当該複数の担保物件につき更生手続開始時の価額を評価した鑑定書等を有しないとき

更生計画認可決定日の当該余剰装置の簿価を、当該複数の担保物件の簿価の合計額で除し、これにより得られた割合を、当該複数の担保物件の「新しい債権額」に乗じた額（１円未満の端数がある場合には切り捨てる。)。ただし、当該余剰装置の簿価が０円の場合は、当該余剰装置の更生計画評価額は１円とする。」

を追加し、14行目及び15行目を第４項とする。

3　本件更生計画第７章第１節第１の５の本文末尾の次に改行して、

「6　繰上弁済による担保権の消滅

前述１から５までにかかわらず、前述第３章第５節第７の２の預金債権に関する質権は、同項の繰上弁済がなされたときに消滅する。

また、前述１から５までにかかわらず、前述第３章第５節第７の３の余剰装置に関する担保権は、同項の繰上弁済がなされたときに消滅し、担保権消滅のための手続は、担保権の種類に応じて前述１から５までの定めを適用する。

これらのいずれの場合も、当該担保権者は、当該繰上弁済を受けることと引き換えに、担保権消滅のために必要な一切の書類を管財人に交付する。」

を追加する。

以上

東京地方裁判所民事第８部

再生手続開始

平成２８年（再）第３８号

東京都港区海岸３丁目３番12号
再生債務者　ジャパントータルロブロス株式会社

1　決定年月日時　平成28年10月３日午後１時30分

2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年10月31日まで

4　再生債権の一般調査期間　平成28年12月５日から平成28年12月12日まで

東京地方裁判所民事第20部

書面による決議に付する決定

平成２６年（再）第２６号

東京都新宿区西新宿６丁目16番６号
再生債務者　株式会社ザナショナルカントリー倶楽部（旧商号廣済堂開発株式会社）

1　決議に付する計画案　平成28年９月26日付け再生債務者提出の変更計画案

2　書面投票期間　平成28年10月25日まで

3　議決権不統一行使の通知期限　平成28年10月11日

平成28年９月30日

東京地方裁判所民事第20部